

○厚生労働省令第百五十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、「  
六十六条の二」を削る。

第十六条第二項第一号及び第十七条第二項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第十九条第二項第一号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」

を「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定」に改める。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十一條の見出し及び同條第一項中「予防接種室及び」を削り、同條中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同條を第二十二條とし、第一章第一節第三款中同條の次に次の一條を加える。

（移植医療対策推進室）

第二十三條 難病対策課に、移植医療対策推進室を置く。

2 移植医療対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 臓器の移植に関すること。

二 造血幹細胞移植に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、疾病の治療に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）のうち、

移植医療に関すること。

3 移植医療対策推進室に、室長を置く。

第二十条の見出し中「移植医療対策推進室及び」を削り、同条第一項中「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改め、「移植医療対策推進室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「、がん対策・健康増進課及び移植医療対策推進室」を「並びに結核感染症課及び難病対策課」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第二十一条とする。

第十九条の二の見出しを「（予防接種室及び保健指導官）」に改め、同条第一項中「がん対策・健康増進課に、」を「健康課に、予防接種室及び」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。

3 予防接種室に、室長を置く。

第十九条の二を第二十条とする。

第一章第一節第四款の款名を次のように改める。

第四款 医薬・生活衛生局

第二十八条を削る。

第一章第一節第四款中第二十九条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(生活衛生対策企画官)

第二十九条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十九条の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二 水道の広域的な整備に関すること。

三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3 水道計画指導室に、室長を置く。

4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

第四十九条の見出し中「就労支援訓練企画官並びに」を「訓練企画室並びに就労支援訓練企画官、」に改め、同条第一項中「就労支援訓練企画官一人並びに」を「訓練企画室並びに就労支援訓練企画官一人、」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 訓練企画室は、次に掲げる事務（障害者に対する職業訓練に係るもの及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関すること。

二 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

### 3 訓練企画室に、室長を置く。

第五十条の見出しを「（企業内人材育成支援室及び職業能力形成システム企画官）」に改め、同条第一項中「育成支援課」を「キャリア形成支援課」に、「実習併用職業訓練推進室及びキャリア形成支援室並びに」を「企業内人材育成支援室及び」に改め、同条第二項中「実習併用職業訓練推進室」を「企業内人材育成支援室」に改め、「実習と教育訓練機関による教育訓練等とを組み合わせさせた訓練」を「職業能力の開発及び向上の促進」に改め、「能力開発課」の下に「及び能力評価課」を加え、同条第三項中「実習併用職業訓練推進室」を「企業内人材育成支援室」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第五十一条の見出しを「職業能力検定官及び主任職業能力検定官」に改め、同条第一項中「調査官一人並びに技能検定官五人」を「職業能力検定官六人」に、「主任技能検定官」を「主任職業能力検定官」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「技能検定官」を「職業能力検定官」に、「技能検定」を「職業能力検定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「主任技能検定官」を「主任職業能力検定官」に、「

「技能検定官の」を「職業能力検定官の」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十二条の見出し及び同条第一項中「外国人研修推進室」を「海外協力室」に改め、同条第二項中「外国人研修推進室」を「海外協力室」に改め、「外国人に係る研修及び技能実習に関する」を削り、「関する事務」の下に「（外国人に係る研修及び技能実習に関するものを除く。）」を加え、同条第三項中「外国人研修推進室」を「海外協力室」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「少子化対策企画室」を「少子化総合対策室」に改め、同条第二項中「少子化対策企画室」を「少子化総合対策室」に、「少子化対策に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 少子化対策に関すること。
- 二 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 三 児童委員に関すること。
- 四 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。
- 五 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

六 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

七 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。

八 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

第五十三条第三項中「少子化対策企画室」を「少子化総合対策室」に改める。

第六十四条第八項第一号中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第六十六条の見出しを「（認知症施策推進室及び介護保険指導室）」に改め、同条第一項中「総務課に、」の下に「認知症施策推進室及び」を加え、同条第六項中「第二項第五号」を「第四項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項第一号から第四号まで」を「第四項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第三号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 認知症施策推進室は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症に関する



施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 認知症施策推進室に、室長を置く。

第一章第一節第十款中第六十六条の二を削る。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(輸入食品監督官)

第八十二条の二 横浜検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する監督に関する事務を行う。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(輸入食品監督官)

第九十二条の二 神戸検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

第二百二条の二第二項中「販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入を行う食品等事業者に対する

監督に関する」を「第八十二条の二第二項に規定する」に改める。

第八十二条の三に見出しとして「（輸入食品監督官）」を付し、同条第二項中「第二百二条の二第二項」を「第八十二条の二第二項」に改める。

第一百十三条の二中「大阪検疫所」の下に「、名古屋検疫所及び福岡検疫所」を加え、同条第二項中「第二百二条の二第二項」を「第八十二条の二第二項」に改める。

第六百六十四条中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

第六百七十五条中「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」を「障害者健康増進・運動医科学支援センター」に改める。

第六百八十二条の見出しを「（障害者健康増進・運動医科学支援センター）」に改め、同条第一項中「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」を「障害者健康増進・運動医科学支援センター」に、「障害者の健康の増進、生活習慣病の予防並びに体力の保持及び増進並びに総合的な健診に関すること」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。

二 障害者の身体機能の向上を目的として運動医学の知見を活用した支援を行うこと。

## 附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。